

地方税法施行規則の一部を改正する省令案の概要（地方消費税部分）

1. 改正の趣旨と主な内容

地方消費税の清算（及び市町村交付金の交付）に用いる従業者数については、従来、事業所・企業統計調査によって調査されていたが、事業所・企業統計調査が廃止され、これに代わるものとして平成21年7月1日に経済センサス基礎調査が行われた。

平成21年経済センサス基礎調査に係る従業者数が平成23年6月に公表されたことに伴い、当該最新の調査結果を清算（及び市町村交付金の交付）に用いるため、現在平成18年事業所・企業統計調査の従業者数を用いている規定を改正する必要がある。

2. 施行期日

公布の日（当該改正規定については、地方消費税の8月期の清算から適用するため、平成23年8月1日から施行することとする。）。

【参考】

- 地方消費税の清算及び市町村交付金の交付
 - ・ 清算は、毎年四半期毎（5月、8月、11月、2月）に行う。
 - ・ 市町村交付金の交付は、清算の1月後（6月、9月、12月、3月）に行う。

- 清算（及び市町村交付金の交付）に用いる従業者数
 - ・ 常に最新の公表結果を用いることとされている。
 - ア 令第35条の20第1項第3号（清算）

基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による道府県の従業者数
 - イ 法第72条の115第1項（市町村交付金の交付基準）

統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数にあん分して交付するものとする。

- 経済センサス基礎調査調査規則
 - ・ いわば事業所・企業統計調査の後継となる統計調査であり、従業者数を調査。
 - ・ 平成21年4月1日から施行。（規則附則第1条）
 - ・ 施行とともに、事業所・企業統計調査規則は、廃止。（規則附則第2条）

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則 の一部改正の概要

1. 改正の趣旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第33条第1項の規定に基づき、地方法人特別譲与税の譲与額の基準として同項に規定されている「各都道府県の従業者数」を定めるもの。

2. 主な内容

現在、地方法人特別譲与税の譲与額の基準である従業者数は、廃止前の事業所・企業統計調査規則によって調査した平成18年10月1日現在における従業者数とされている。

同調査に代わり平成21年7月1日に実施された経済センサス基礎調査の結果が同23年6月に公表されたことから、当該結果を譲与額の基準として用いることとするため、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成20年総務省令第86号）第2条を改正する必要があるもの。

3. 施行期日

公布の日